

浜松市公告第 530 号

浜松市の業務委託契約等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び浜松市契約規則（昭和 39 年浜松市規則第 31 号）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 6 年 5 月 7 日

浜松市長 中野 祐介

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 賃貸借の名称 浜松市議会公用車賃貸借（普通乗用車 S U V 1 台）
（課名 議会総務課）
- (2) 賃貸借の場所 浜松市中央区元城町（浜松市役所地下駐車場）
- (3) 賃貸借の内容 普通乗用車 1 台（S U V 1 台）※ハイブリッド車
- (4) 履行期間（契約期間） 令和 6 年 6 月 6 日～令和 12 年 4 月 24 日

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成 20 年 10 月 1 日浜松市告示第 390 号）の規定により、令和 5・6 年度の競争入札参加資格（業務委託・賃貸借 業種分類 4003：車両等賃貸借）の認定を受けているものであること。
- (3) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

3 一般競争入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、業務委託等入札参加資格確認申請書（一般競争）（以下「確認申請書」という。）を別記の 1 により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は別記の 2 により文書で通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の 3 によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は、説明を求められた日から 2 日以内に文書で行う。
- (3) 参加資格がないと認められた者及び別記の 1 の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

4 契約書案、入札心得及び仕様書等について

- (1) 契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明書等（以下「仕様書等」という。）は、別記の4により閲覧及び貸出し又は提供をする。
- (2) 仕様書等に対する質問書は、別記の5により提出すること。
- (3) (2)の質問に対する回答は、入札執行日の前3日間入札及び契約担当課において閲覧に供するとともに入札に参加するすべての者に質問に対する回答書を提供する。

5 一般競争入札執行の日時及び場所等

一般競争入札は、別記の6により執行する。

6 入札方法等

- (1) 入札は総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
- (2) 入札及び契約担当課が求めた場合には、第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務委託費等内訳書を提出すること。
なお、本書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

7 入札保証金

この一般競争入札は、入札保証金を免除する。

8 前金払及び部分払

原則、前金払及び部分払はできないものとする。

9 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札
- (2) 仕様書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札
- (3) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後入札執行時点において2に掲げる参加資格を失った者の行った入札
- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員（持分会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。）又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

※開札前に、人的関係のある複数の者が1者を除き入札を辞退した場合は、残る1者の入

札は無効とはならない。

10 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

11 入札及び契約担当課

所在地 浜松市中央区元城町103番地の2

課名 浜松市議会事務局 議会総務課

電話 053-457-2505

F A X 053-3730-5218

メールアドレス gikai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

【 別 記 】

1 一般競争入札参加資格確認申請書

- (1) 提出方法 持参すること。
(郵送、FAX及び電子メールによるものは、受け付けない。)
- (2) 受付期間 令和6年5月8日(水)から 令和6年5月15日(水)まで
(午前9時から午後4時まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)
- (3) 提出先 浜松市役所議会事務局議会総務課 電話番号 053-457-2505
- (4) 様式 市長が定める様式とする。

2 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

- (1) 交付場所 上記1(3)に掲げる場所
- (2) 日時 令和6年5月20日(月) 午後1時以降
(5月21日(火)以降は、午前9時から午後4時まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)
- (3) その他 電話連絡等はしない。
※なお、郵送を希望する場合は、参加資格確認申請書を提出する際に、84円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

3 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

- (1) 方法 文書により持参すること。
(郵送、FAX及び電子メールによるものは、受け付けない。)
- (2) 提出期限 令和6年5月22日(水)
(午前9時から午後4時まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)
- (3) 提出先 浜松市役所議会事務局議会総務課

4 仕様書等の提供

- (1) 提供期間 令和6年5月7日(火)から 令和6年5月28日(火)まで
(午前9時から午後4時まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)
- (2) 提供方法 配付及び電子メール送付
※提供部数は、1業者につき1部(無料)
- (3) 場所 浜松市役所議会事務局議会総務課

5 仕様書等に対する質問

- (1) 提出方法 文書による持参、郵送、FAX又は電子メールとする。
- (2) 受付期間 文書による持参の場合：
令和6年5月8日(水)から 令和6年5月20日(月)まで
(午前9時から午後4時まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)
郵送の場合：令和6年5月20日(月)までに必着
FAX又は電子メールの場合：
令和6年5月8日(水)午前9時から 令和6年5月20日(月)午後4時まで
- (3) 提出先 浜松市役所議会事務局議会総務課

6 入札執行日時等

- (1) 日時 令和6年5月29日(水) 14時
- (2) 場所 浜松市役所議会事務局議会総務課 議会応接室
- (3) その他 郵送、FAX及び電子メールによる入札はできない。